

奈良県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年六月二十一日

奈良県知事 山下 真

奈良県規則第十号

奈良県税条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県税条例施行規則（昭和三十二年四月奈良県規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

第十六号様式及び第十七号様式を次のように改める。

県民税の賦課額等の決定に関する報告書									
奈良県		県税事務所長 殿				年 月 日			
市町村長									
奈良県税条例第27条第1項の規定により、下記のとおり報告します。									
区 分		市町村民税				県民税			
		納税義務者数		課税総額		納税義務者数		課税総額	
普通徴収	均等割	人		円		人		円	
	(7)								
	所得割					(A)			
	(イ)								
	計					(実人員)			
	(7)+(イ)	(イ)							
特別徴収	均等割								
	(エ)								
	所得割					(B)			
	(オ)								
	計	(実人員)				(実人員)			
	(エ)+(オ)=(キ)+(ク)	(カ)							
内訳	現年度分								
	(キ)								
	次年度分								
	(ク)								
合 計		(実人員)				(実人員)			
(7)+(カ)		(ケ)							
前年度課税の特別徴収分	前年度3月31日現在の課税額	(コ)							
	本年度4月1日以降の減額分	(サ)							
	(イ)-(サ)	(シ)							
差 引 現 在 額									
(7)+(キ)+(シ)		(ス)		(C)				(D)	
市町村民税、県民税及び国森林環境税の課税総額に対する県民税の課税総額の割合(県民税特定按分率)				(D)		=		小数点第4位まで(小数点第5位以下切捨て)	
				(C)+(D)+国森林環境税額					
市町村民税と県民税の課税総額に対する県民税の課税総額の割合(令和5年度以前賦課分の県民税特定按分率)				(D)		=		小数点第4位まで(小数点第5位以下切捨て)	
				(C)+(D)					
市町村民税の納期									
県 民 税 の 所 得 割 額 算 出 明 細									
総 所 得		分離課税にかかる譲渡所得		山 林 所 得		退 職 所 得		計	
(1)		(2)		(3)		(4)		(1)+(2)+(3)+(4) (5)	
円		円		円		円		円	
所 得 控 除 額		課 税 標 準 額		所 得 割 額		税 額 控 除 額		減 免 税 額	
(6)		(5)-(6) (7)		(7)×税率 (8)		(9)		(10)	
円		円		円		円		円	
調 整 控 除 額		配当割額等控除額		住宅借入金		寄付金税額控除額		差 引 所 得 割 額 (15)	
(11)		(12)		特別税額控除額(13)		(14)		(8)-(9)-(10)-(11)-(12)-(13)-(14)=(A)+(B)	
円		円		円		円		円	
所 得 控 除 額 (6) の 明 細									
雑 損 控 除 額		医 療 費 控 除 額		社会保険料控除額		小 規 模 企 業 共 済 等 掛 金 控 除 額		生命保険料控除額	
円		円		円		円		円	
地震保険料控除額		障害者控除額		寡婦、ひとり親控除額		勤労学生控除額		配偶者控除額	
円		円		円		円		円	
配偶者特別控除額		扶養控除額		基礎控除額		計			
円		円		円		円			

注 (コ)欄の市町村民税の金額は前年度の3月31日現在の「県民税の賦課状況に関する報告書」の(イ)欄の差引最終課税額の課税総額の金額と、(サ)欄の県民税の金額は同報告書の(コ)欄の差引最終課税額の課税総額の金額と符合すること。

第17号様式（第16条関係）

奈良県 県税事務所長 殿										市町村長									
奈良県税条例第27条第2項の規定により、下記のとおり報告します。																			
区 分		当初課税額			増 加 額		減 少 額		差引最終課税額										
		納税義務者数	課税総額 (1)		分離課税に係る 所得割額 (2)	その他の増加額 (3)	法第45条及び第323条の 規定による減免額 (4)	その他の減少額 (5)	納税義務者数	課 税 総 額 (1)+(2)+(3)-(4)-(5) (6)									
現 年 課 税 分	市 町 村 民 税	普通徴収 (7)		人	円	円	円	円	円	人	円								
		特 別 徴 収	現年度分 (イ)																
			次年度分 (ロ)																
			計 (イ)+(ロ) (エ)																
		合 計 (7)+(エ) (オ)																	
		前年度課税の特別 徴収分 (カ)																	
		本年度分 (7)+(イ)+(カ) (キ)									(A)								
	県 民 税	普通徴収 (7)																	
		特 別 徴 収	現年度分 (ケ)																
			次年度分 (コ)																
			計 (ケ)+(コ) (チ)																
		合 計 (7)+(チ) (シ)																	
		前年度課税の特別 徴収分 (ス)																	
		本年度分 (7)+(ケ)+(ス) (セ)									(B)								
	市町村民税、県民税及び国森林環境税の課税総額に対する 県民税の課税額の割合(県民税確定按分率)				(B) (A)+(B)+国森林環境税額 =						(C)								
	市町村民税と県民税の課税総額に対する県民税の課税額の割合 (令和5年度以前賦課分の県民税確定按分率)				(B) (A)+(B) =						(D)								
	区分		当初滞納繰越額		減 少 額		差引滞納繰越分税額		県民税 滞納繰越分税額 (10)×(C)又は(D) (11)	市町村民税 滞納繰越分税額 (10)-(11) (12)	備考								
			納税義務者数	市町村民税、県民税及び 国森林環境税の合計額 (7)	法第45条及び第323条の 規定による減免額 (8)	その他の減少額 (9)	納税義務者数	市町村民税、県民税及び 国森林環境税の合計額 (7)-(8)-(9) (10)											
	滞 納 繰 越 分	令和6年度 以降賦課分	人	円	円	円	人	円	円	円									
		令和5年度 以前賦課分	人	円	円	円	人	円	円	円									

第十九号様式から第二十号様式までを次のように改める。

第 1 9 号様式（第 1 6 条関係）

県 民 税 の 徴 収 状 況 に 関 す る 報 告 書												(年 5 月 31 日 現在)								
奈良県 県税事務所長 殿												年 月 日								
市町村長																				
奈良県税条例第 2 7 条第 4 項の規定により、下記のとおり報告します。																				
市町村民税、 県民税及び 国森林環境税 の徴収状況	区分		3 月 31 日 現在 課 税 総 額 (ア)		4 月 1 日 以降 出納閉鎖 期限までの 減額分 (イ)		差引最終課税額 (ア)-(イ) (ウ)		徴収済額 (エ)		欠損処分額 (オ)		滞 納 額 (ウ)-(エ)-(オ) (カ)		収入歩合 (エ)/(ウ)		徴収した 延滞金 (キ)		確定按分率 (ク)	
	現年課税分		円		円		円		円		円		円		%		円			
	滞 納 繰 越 分	令和 6 年度 以降賦課分																		
		令和 5 年度 以前賦課分																		
	計																			
県民税 の徴収、 払込状況	区分		(ア)のうち県民 税の課税総額 (ケ)		(イ)のうち県民 税の減額分 (イ)×(ク) (コ)		差引県民税の 最終課税額 (ケ)-(コ) (サ)		(エ)のうち県民 税の徴収済額 (エ)×(ク) (シ)		払 込 状 況						(オ)のうち県民税 の欠損処分額 (オ)×(ク) (チ)			
	現年課税分		円		円		円		円		払込済額 (ス)		未払込額 (セ)		払込歩合 (ス)/(シ)		払込すべき 延滞金 (キ)×(ク) (ツ)		円	
	滞 納 繰 越 分	令和 6 年度 以降賦課分																		
		令和 5 年度 以前賦課分																		
	計																			
滞納額(カ) の処理状況	区分		差 押 済 (ツ)		滞納処分の停止 (テ)		徴収猶予・換価猶予 (ト)		未 処 理 分 (ナ)		計 (ツ)+(テ)+(ト)+(ナ)=(カ) (ニ)									
			件数 滞納額		件数 滞納額		件数 滞納額		件数 滞納額		件数 滞納額		件数 滞納額		件数 滞納額					
	現年課税分		()		()		()		()		()		()		()		()			
	滞 納 繰 越 分	令和 6 年度 以降賦課分	()		()		()		()		()		()		()		()			
		令和 5 年度 以前賦課分	()		()		()		()		()		()		()		()			
計		()		()		()		()		()		()		()		()				

注 1 (ア)欄の現年課税分の金額は、3 月 31 日現在の「県民税の賦課状況に関する報告書」の(A)欄+(B)欄+(E)欄の金額と符合すること。
2 (ア)欄の滞納繰越分の金額は、〃 (10)欄の金額と符合すること。
3 (ク)欄の確定按分率は、〃 (C)欄又は(D)欄の確定按分率と符合すること。
4 (ケ)欄の現年課税分の金額は、〃 (B)欄の金額と符合すること。
5 (ケ)欄の滞納繰越分の金額は、〃 (11)欄の金額と符合すること。
6 滞納額(カ)欄の処理状況の()内の金額は、各項目ごとの市町村民税、県民税及び国森林環境税の合計額に確定按分率(ク)欄を乗じて得た金額であること。
なお、滞納額の内訳(ウ)欄、(セ)欄、(ト)欄及び(ナ)欄の()内の計が計(ニ)欄と一致すること。
7 県民税の滞納額(括弧書き)の計(ニ)欄は、次の式で求めること。
差引県民税の最終課税額(サ) - 県民税の徴収済額(シ) - 県民税の欠損処分額(チ) = 県民税の滞納税額(ニ)

徴収金払込書

番 号		払 込 市町村	
年度県民税 (国森林環境税)			
払込金額			円
内 民 税 計	県 本 税		円
	延滞金		円
	計		円
	国森林環境税		円
ただし 年 月 日から 徴収金 年 月 日まで			
上記のとおり払い込みます。			
年 月 日			
払込先 奈良県指定金融機関			
市町村長			
			収 納 済 印

徴収金収納済通知書

番 号		払 込 市町村	
年度県民税 (国森林環境税)			
払込金額			円
内 民 税 計	県 本 税		円
	延滞金		円
	計		円
	国森林環境税		円
ただし 年 月 日から 徴収金 年 月 日まで			
上記のとおり収納しました。			
年 月 日			
奈良県 県税事務所長 殿			
			収 納 済 印
奈良県指定金融機関			

(送付先 県税事務所)

徴収金領収証書

番 号		払 込 市町村	
年度県民税 (国森林環境税)			
払込金額			円
内 民 税 計	県 本 税		円
	延滞金		円
	計		円
	国森林環境税		円
ただし 年 月 日から 徴収金 年 月 日まで			
上記のとおり領収しました。			
年 月 日			
			領 収 印
奈良県指定金融機関			

第 2 0 号様式（第 1 6 条関係）

県 民 税 払 込 通 知 書				
奈良県		県税事務所長 殿		年 月 日
市町村長				
下記のとおり払い込んだので通知します。				
年度等の 区 分	年度 月分 現年課税分 滞納繰越分	払 込 年 月 日	年 月 日	
払込金額 (F)+(G)+(H) +(I)+(J)		払込場所		
計 算 の 基 礎				
区 分	前月末累計	当 月 中	当月末累計	
本年度分 課税総額 又は滞納 繰越額	個人の市町村民税・県民税 ・国森林環境税の合計額 (ア)	円 ()	円 ()	円 ()
	(ア)のうち県民税の額 (イ)	円 ()	円 ()	円 ()
	県民税の過少申告加算金			
	県民税の不申告加算金			
	県民税の重加算金			
収入額	個人の市町村民税・県民税 ・国森林環境税の合計額 (ウ)	()	(A) ()	()
	延滞金 (エ)	()	(B) ()	()
	過少申告加算金 (オ)		(C)	
	不申告加算金 (カ)		(D)	
	重加算金 (キ)		(E)	
払込額	(ウ)のうち県民税払込額	()	(A) × 按分率 (F) ()	()
	(エ)のうち延滞金払込額	()	(B) × 按分率 (G) ()	()
	(オ)のうち 過少申告加算金払込額		(C) × 按分率 (H)	
	(カ)のうち 不申告加算金払込額		(D) × 按分率 (I)	
	(キ)のうち 重加算金払込額		(E) × 按分率 (J)	
按分率				

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第十九号様式の改正規定は、令和六年七月一日から施行する。